

入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例要旨

1 提案理由

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、傷病手当金に係る規定を整備するため所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症の定義規定の変更
新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の規定が削除されたことにより、傷病手当金の支給に係る規定において、同条を引用していた新型コロナウイルス感染症の定義規定を直接規定する形式に改めるものです。

3 施行日

公布の日

4 根拠となる法令

- ・ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項
昭和33年12月27日公布　昭和34年1月1日施行